

一般社団法人茨城県建築士会支部に関する規程

(支部)

第1条 本会には、別表に掲げる支部を置く。

- 2 新たに支部を設ける場合又は廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(支部役員)

第2条 支部には、支部長その他支部役員を置く。

- 2 支部長その他支部役員は、支部総会で選出するものとする。

(支部規程等)

第3条 支部には、支部運営に必要な支部規程等を設けなければならない。

(支部会費)

第4条 支部会費は、支部規程等で定めるものとする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、原則、会員1名を紹介者として、かつ支部を経由して別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 本会に入会しようとする者は、前5条に規定する入会申込書に添えて、別途、会費徴収規程で定める入会金を納めなければならない。

- 2 会費は、支部規程等に基づき納めるものとする。
- 3 年度途中で入会した会員は、会費徴収規程に基づき、その年度のみ月割りで算定した会費を納めるものとする。

(支部会員)

第7条 本会の会員は、別表に掲げるいずれかの支部に所属しなければならない。

- 2 支部の会員となる場合、原則、住所地若しくは勤務地のいずれか本人が希望する支部に所属するものとする。ただし、生活上の都合など何らかの理由で、住所又は勤務地以外の支部を希望するときは、当該支部長の承認を得て入会することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、支部の運営等について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定めるものとする。ただし、軽易な事項については、会長が定めることができるものとする。

〈別表〉

本会の支部は、次の25支部とする。

NO	支部名	区 域
1	北茨城支部	北茨城市
2	久慈支部	常陸太田市、大子町
3	高萩支部	高萩市
4	日立支部	日立市
5	ひたちなか支部	ひたちなか市、那珂市、常陸大宮市、東海村
6	鹿島支部	鹿嶋市、神栖市
7	県央支部	水戸市、笠間市、大洗町、茨城町、城里町
8	県庁支部	県庁(現役及びOB職員)
9	JR水戸支部	JR水戸(現役及びOB職員)
10	行方支部	行方市、潮来市
11	鉾田支部	鉾田市
12	古河さしま支部	古河市、境町、五霞町
13	桜川支部	桜川市
14	下妻支部	下妻市(旧千代川村を除く)
15	常総支部	常総市、下妻市の一部(旧千代川村)
16	筑西支部	筑西市
17	坂東支部	坂東市
18	八千代支部	八千代町
19	結城支部	結城市
20	石岡支部	石岡市、小美玉市
21	稲敷支部	稲敷市、美浦村
22	北相馬支部	取手市、守谷市、利根町
23	筑波支部	つくば市、つくばみらい市
24	土浦支部	土浦市、かすみがうら市、阿見町
25	竜ヶ崎支部	龍ヶ崎市、牛久市、河内町

附則

この規程は、平成25年8月24日から施行する。